

## 第1 計画の基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

- 道では、平成12年3月に第1期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」を策定し、その後、3年ごとに同計画を策定し、平成24～26年度までを計画期間とする第5期計画では、「みんなが支える明るく活力に満ちた高齢社会」づくりを基本テーマに、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向け、地域のサービス提供基盤の確保などに努めてきた。
- 本道においては、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上になる2025年（平成37年）に、65歳以上の人口が全国よりも早くピークに達すると見込まれており、平成27年度からスタートする第6期計画は、2025年を見据えた中長期的な視点に立って、計画期間内に必要となるサービスの見込量を示すとともに、道が取り組むべき方策を明らかにし、地域包括ケアシステムの構築を目指す計画とする。

### 2 計画の位置付け

- この計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画（北海道高齢者保健福祉計画）及び介護保険法に基づく介護保険事業支援計画（北海道介護保険事業支援計画）として、道が策定するものであり、両計画は、整合性を図りながら連携して事業を推進する必要があることから、一体的に策定する。

### 3 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3年間とする。

## 第2 高齢者等の現状と将来推計

### 1 高齢者等の現状と推計

- 高齢者人口は、平成29年度に約161万人（高齢化率30.2%）に達すると見込まれる。

区分 (西暦)	H22 (2010)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H32 (2020)	H37 (2025)
高齢者人口(千人)	1,353	1,552	1,581	1,608	1,670	1,686
高齢化率(%)	24.7	28.8	29.5	30.2	32.0	33.7

※H22は、総務省統計局「国勢調査」

※H27以降は、国立社会保障・人口問題研究所等による市町村推計値の積上げ

## 2 要介護者等の現状と推計

- 第1号被保険者のうち、要支援・要介護者数は、平成29年度で、約33万7千人、認定率は20.9%となると見込まれる。
- 認知症高齢者数は、平成29年度で、約18万4千人に達すると見込まれる。

区分 (西暦)	H25 (2013)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H32 (2020)	H37 (2025)
第1号被保険者数(千人)	A	1,477	1,552	1,581	1,608	1,686
要支援・要介護者数(千人)	B	281	305	320	337	422
認定率(%)	B/A	19.0	19.6	20.2	20.9	25.0
認知症高齢者数(千人)	C	162	169	176	184	234
比率(%)	C/B	57.2	55.3	54.9	54.6	55.5

※H25は、厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（暫定）（年度末の実績）

※H27以降は、厚生労働省の「介護保険事業計画用ワークシート」による市町村推計値の積上げ

## 3 介護人材の現状と推計

- 介護保険事業に従事する介護職員については、平成29年度に、需要に対して供給人数が約700人不足すると推計される。

(単位：千人)

区分 (西暦)	H24 (2012)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H32 (2020)	H37 (2025)
介護職員数(需要)	80.4	89.9	93.0	96.2	101.6	112.9
介護職員数(供給)	80.4	89.5	92.5	95.5	99.1	100.3
差引	0.0	0.4	0.5	0.7	2.5	12.6

※介護人材需給推計ワークシート（厚生労働省作成）を使用し、北海道における介護人材の需要と供給を推計

## 第3 サービス提供体制の現状と評価

### 1 介護給付等対象サービス

#### (1) 居宅サービス

訪問入浴介護以外のサービスで、平成25年度の達成率が90%以上となっており、特に、訪問看護、訪問介護、通所介護の達成率が高くなっている。

訪問入浴介護以外のサービスで事業所数が増加しており、株式会社等の営利法人やNPO法人の参入が進んでいる。

区 分	単 位	平成25年度		
		見込量 (A)	実績 (B)	進捗率 (B)/(A)
訪問介護	回/年	8,291,859	9,030,748	108.9%
訪問入浴介護	回/年	119,293	106,013	88.9%
訪問看護	回/年	879,005	977,822	111.2%
訪問リハビリテーション	回/年	376,124	355,330	94.5%
通所介護	回/年	4,110,213	4,303,292	104.7%
通所リハビリテーション	回/年	1,632,807	1,488,985	91.2%
短期入所生活（療養）介護	日/年	1,223,932	1,199,147	98.0%
特定施設入居者生活介護	人	8,869	8,833	99.6%

## (2) 地域密着型サービス

第5期から新たに導入された定期巡回・随時対応型訪問介護看護は200%以上の達成率となっているが、実績のない圏域が14圏域ある。

また、複合型サービスは55%程度の達成率に止まっており、実績のない圏域が17圏域となっているなど、サービスの提供体制や利用状況に地域差が生じている。

区 分	単 位	平成25年度		
		見込量 (A)	実績 (B)	進捗率 (B)/(A)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	3,600	8,024	222.9%
夜間対応型訪問介護	人/年	2,930	3,712	126.7%
認知症対応型通所介護	回/年	311,157	263,744	84.8%
小規模多機能型居宅介護	人/年	52,924	46,457	87.8%
認知症対応型共同生活介護	人	14,550	14,215	97.7%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	718	645	89.8%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	1,713	1,778	103.8%
複合型サービス	人/年	4,380	2,387	54.5%

## (3) 施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設いずれも90%以上の達成率となっている。

特別養護老人ホームの必要入所定員総数に対する整備状況については、平成26年度末の必要入所定員総数2万5,732床に対し、平成26年度着工の整備も含めると2万5,700床が整備される見込み。

特別養護老人ホームの整備に当たっては、より身近な住み慣れた地域でサービスを提供する観点から、地域密着型の整備を促進する必要がある。

区 分	単 位	平成25年度		
		見込量 (A)	実績 (B)	進捗率 (B)/(A)
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	人	22,031	21,905	99.4%
介護老人保健施設	人	15,785	15,751	99.8%
介護療養型医療施設	人	5,111	4,650	91.0%

### 1 基本テーマ

計画を推進する上での基本テーマは第5期計画のテーマを引き継ぎ、次のとおりとする。

## 「みんなが支える明るく活力に満ちた高齢社会」づくり

### 2 基本的目標

計画の基本的目標は、次の4つとする。

#### (1) 質の高いサービス提供体制の確保

- 高齢者が要介護状態等となっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする高齢者の自立と尊厳を支えるケアの確立を目指し、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、ニーズに見合った医療や介護サービスが地域で適切に提供される体制の整備を図る。

#### (2) 地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築

- 高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域特性に応じた取組を推進する。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域の創意工夫を活かせる柔軟な仕組みを目指すことが必要であり、地域の将来の姿を見据えた「地域づくり」を進める。

#### (3) 高齢者の社会参加の促進

- 明るく活力に満ちた高齢社会を確立するため、豊富な経験や知識、技術を持った高齢者が、健康で働き、楽しみ、積極的に社会参加するなど、様々な形で地域社会に貢献し活躍することを促進する。

#### (4) 介護保険の安定的な運営

- 介護保険制度の安定的な運営を図るためには、地域住民、介護従事者、介護サービス事業所、民間企業、NPO等の理解や協力を得ることが求められることから、制度の普及啓発に努める。
- 介護保険財政の安定化やサービス提供体制の確保のためには、複数の市町村による広域的な取組が有効であることから、こうした取組を促進するとともに、制度を持続可能なものとするよう、介護サービス費用の適正化を図る。

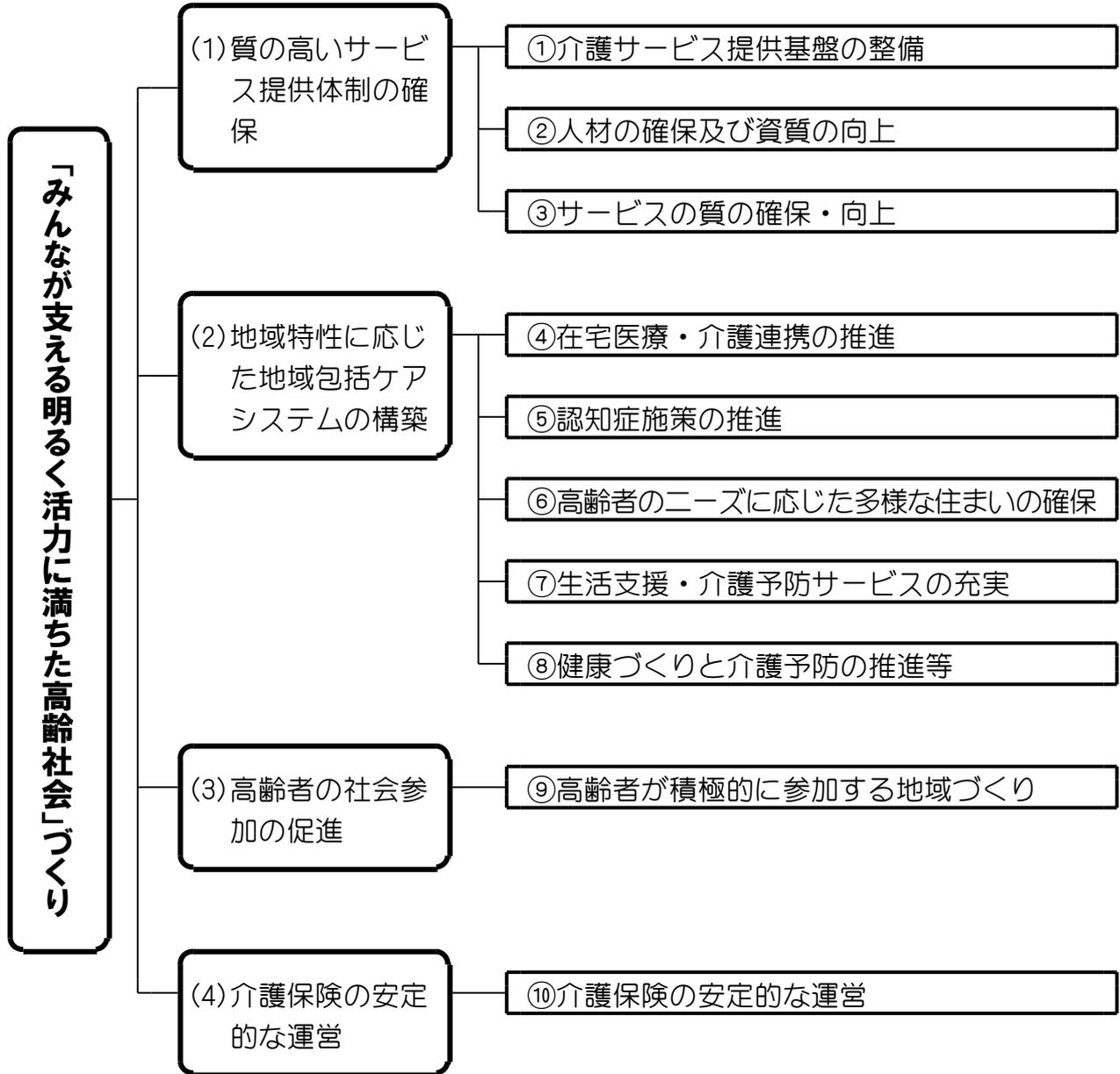
### 3 計画推進の基本方針

基本的目標を実現するため、次の10の基本方針を掲げて計画を推進する。

#### 1 基本テーマ

#### 2 基本的目標

#### 3 計画推進の基本方針



## 第5 サービス量の見込みと基盤整備

### 1 サービスの量の見込み

この計画におけるサービスの量の見込みについては、市町村の見込みを積み上げている。

## (1) 居宅サービス

サービスの種類	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	比較 (H29/H25)
訪問介護 (回/月)	752,562	961,574	1,035,024	1,109,014	147.4%
訪問入浴介護 (回/月)	8,834	9,157	9,702	10,355	117.2%
訪問看護 (回/月)	81,485	98,675	107,279	116,083	142.5%
訪問リハビリテーション (回/月)	29,611	43,061	48,239	53,794	181.7%
通所介護 (回/月)	358,608	420,743	332,765	360,031	100.4%
通所リハビリテーション (回/月)	124,082	128,628	131,089	132,714	107.0%
短期入所生活(療養)介護 (回/月)	99,929	114,513	123,618	132,681	132.8%
特定施設入居者生活介護 (人)	8,833	9,716	10,476	10,991	124.4%

## (2) 地域密着型サービス

サービスの種類	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	比較 (H29/H25)
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 (人/月)	669	2,462	3,187	3,864	577.5%
夜間対応型訪問介護 (人/月)	309	300	312	320	103.6%
地域密着型通所介護 (回/月)	—	—	122,642	132,584	—
認知症対応型通所介護 (回/月)	21,979	24,406	25,092	25,895	117.8%
小規模多機能型居宅介護 (人/月)	3,871	4,964	5,591	6,179	159.6%
認知症対応型共同生活介護 (人)	14,215	14,873	15,458	15,854	111.5%
地域密着型特定施設入居者 生活介護 (人)	645	705	770	888	137.7%
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (人)	1,778	2,364	2,565	2,840	159.7%
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護) (人/月)	199	557	797	940	472.6%

## (3) 施設サービス

サービスの種類	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	比較 (H29/H25)
介護福祉施設サービス (介護老人福祉施設) (人)	21,905	23,382	24,041	24,782	113.1%
介護保健施設サービス (介護老人保健施設) (人)	15,751	16,361	16,557	16,859	107.0%
介護療養施設サービス (介護療養型医療施設) (人)	4,650	4,208	3,997	3,991	85.8%

## 2 必要入所定員総数

1 の見込量を基に、利用率等を勘案して算定。

サービスの種類	平成26年度末 定員見込(a)	平成29年度末 必要入所定員総数(b)	比較 (b-a)
介護老人福祉施設(密着含む) (特別養護老人ホーム) (人)	25,700	29,002	3,302
介護老人保健施設 (人)	16,627	17,508	881

※建設中のものを含む

基本方針	主な推進方策
<p>1 介護サービス提供基盤の整備</p>	<p>(1) 在宅生活を支えるサービス提供基盤の充実 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）等の設置を推進。</p> <p>(2) 施設サービスの充実</p> <p>① サービス提供基盤の整備 施設の必要入所定員総数の増加に応じた施設整備を計画的に進めるとともに、特別養護老人ホームや養護老人ホーム等について、順次改築整備を行う。</p> <p>② 特別養護老人ホームへの特例入所 要介護度が軽度であっても、在宅での生活が著しく困難であると認められる場合には、指針に基づき、市町村の適切な関与のもと、入所を特例的に認める。</p> <p>③ ユニットケアの推進 できる限り家庭的な雰囲気の下で、個別性に配慮したケアが行われるよう、ユニット型の整備を促進。</p>
<p>2 人材の確保及び資質の向上</p>	<p>① 福祉・介護への理解促進 若年層に対する福祉・介護分野への理解を促進する取組を推進。</p> <p>② 福祉・介護職への参入促進 ア 事業者と求職者との橋渡しを行う福祉人材センター・バンクの事業を充実し、多様な人材の参入促進を図る。 イ 介護福祉士の養成・確保のため、介護福祉士養成施設の運営に対する助成を行う。</p> <p>③ 福祉・介護人材の資質向上 福祉・介護職員の資質・能力の向上を図るため、職種や業務経験に応じた研修を行う。</p> <p>④ 福祉・介護の労働環境・処遇の改善 事業者が自主的に行う職場の魅力を高める取組や、求職者に対し、職場の魅力を発信する取組を支援。</p> <p>⑤ 保健・医療関係人材の養成・確保 ア 看護職員の確保が図られるよう、養成所の運営や施設整備に対する助成、修学資金の貸付け、教育教材の整備。 イ 市町村における保健活動充実のため、保健師、理学療法士、作業療法士等の研修を行うなど、資質の向上を図る。</p> <p>⑥ 介護支援専門員の養成・確保 介護支援専門員の養成・確保を図るとともに、研修等を実施し、資質の向上を図る。</p>
<p>3 サービスの質の確保・向上</p>	<p>① 事業者の指定及び指導・監査等 サービス事業者に対して、適正な事業運営が行われるよう指導監査を実施するとともに、指導担当職員の研修に努める。</p>

基本方針	主な推進方策
	<p>② <b>介護サービスの情報公表と評価</b>            介護サービスの利用者が、自らのニーズにあった事業所等を選択できるよう、事業所等に関する情報を公表。</p>
<p>4 在宅医療・介護連携の推進</p>	<p>① <b>在宅医療との連携強化の推進</b>            ア 研修等を通じ、介護関係職員が医療知識を身につけ、医療従事者との積極的な連携を図ることでサービスの質の向上を図る。            イ 在宅医療の提供体制を充実するため、多職種の連携体制の構築や在宅医療を担う人材育成を進める。            ウ 人口規模が小さい市町村においても、在宅医療・介護サービスの資源把握や在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の運営などに取り組むことができるよう、隣接市町村との共同実施や第二次保健医療福祉圏におけるネットワーク化などの広域的な調整を実施。</p>
<p>5 認知症施策の推進</p>	<p>① <b>認知症の医療対策（早期診断・早期対応）</b>            ア 認知症の鑑別診断とその初期対応、急性期治療に関する対応や専門医療相談等を実施する「認知症疾患医療センター」の設置を促進。            イ 歯科医療従事者に対する認知症ケアの基礎知識等の習得のための研修の実施。            ② <b>認知症の人やその家族への支援</b>            認知症高齢者等の身元不明者が保護された場合、警察や市町村等と連携を図り、ホームページ上で情報を公開。            ③ <b>市民後見人の養成や後見実施機関の整備に対する支援</b>            市町村における市民後見人養成を支援するとともに、後見実施機関の設立、運営についての助言等を行うとともに、制度の周知や利用の促進に努める。            ④ <b>認知症初期集中支援チームの設置などの市町村の取組に対する支援</b>            認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置などの市町村の取組に対して助成するほか、先進的な取組に関する情報提供等を行う。</p>
<p>6 高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保</p>	<p>① <b>多様な住まいの確保</b>            ア 「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の周知や、登録及び供給の促進。            イ ケアハウスや生活支援ハウス、シルバーハウジング、ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅等の確保。</p>
<p>7 生活支援・介護予防サービスの充実</p>	<p>① <b>多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの充実強化</b>            ア 「生活支援コーディネーター」の配置や「協議体」の設置に対する助成を行うとともに、「生活支援コーディネーター」の育成やネットワーク化の推進。            イ 「アクティブシニア」をはじめとする地域住民を対象に研修を実施するなど、多様な生活支援・介護予防サービスの担い手を確保できるよう支援。</p>

基本方針	主な推進方策
	<p>② <b>住民参加型の地域づくりの推進</b> 民生委員や町内会等のネットワークによる見守り体制の構築を支援するとともに、住民主体の通いの場の立ち上げ等、地域で高齢者を支える取組を支援。</p> <p>③ <b>地域包括支援センターの機能強化</b> センター職員等を対象とした意見交換会を開催することなどにより、機能強化を図る。</p> <p>④ <b>高齢者等が安心して暮らせるコミュニティづくりの推進</b> 見守り、声かけをはじめとする地域における福祉活動の推進を図るとともに、ボランティアリーダーの養成やコミュニティづくりを担う人材の育成への支援。</p> <p>⑤ <b>高齢者の権利擁護</b> 高齢者総合相談・虐待防止センターにおいて、専門的な助言・支援、市町村等職員に対する研修会を開催。</p>
<p>8 <b>健康づくりと介護予防の推進等</b></p>	<p>(1) <b>健康づくりの推進</b> 「北海道健康増進計画（すこやか北海道21）」を推進するなど、健康づくりの普及啓発に努める。</p> <p>(2) <b>介護予防の推進</b></p> <p>① <b>介護予防の観点からの各種活動の推進</b> 市町村が実施する介護予防事業に対して、振興局の「市町村支援チーム」により、技術的な助言、支援を行う。</p> <p>② <b>地域リハビリテーション支援体制の整備</b> ア 地域の関係機関等と連携し、高齢者等に対して適切なリハビリテーションサービスが提供されるよう支援。 イ 市町村が取り組む高齢者に対するリハビリテーション活動を支援するため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職の広域派遣調整を行う。</p>
<p>9 <b>高齢者が積極的に参加する地域づくり</b></p>	<p>① <b>就業機会の確保</b> 「シルバー人材センター」や「高齢者事業団」の活動を促進するなど、就業機会の確保に向けた支援に努める。</p> <p>② <b>社会活動等の促進</b> 社会奉仕活動を行う老人クラブ等の活動を支援。</p>
<p>10 <b>介護保険の安定的な運営</b></p>	<p>① <b>低所得者に対する介護保険料等の負担の軽減</b> ア 新たに、世帯非課税の被保険者に対して介護保険料の軽減措置が講じられることから、この保険料軽減に要する費用を負担 イ 社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減制度等について、活用促進が図られるよう、市町村や利用者等に対して制度の趣旨や内容を周知。</p> <p>② <b>介護保険事業の広域化の推進</b> 広域連合の設立及びサービスの共同利用による提供基盤の確保等について、必要な情報提供、市町村間の連絡調整や助言等を行い、その取組を促進。</p>